

令和2年度 宿泊施設による感染防止支援等事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 公益社団法人京都府観光連盟の会長(以下「会長」という。)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する取組を行う宿泊施設等を運営する者に対し、当該取組に要する経費についてこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館・ホテル営業の用に供する施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する施設を除く。)をいう。
- (2) 旅館・ホテル営業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。

(補助対象事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)、補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を申請する者は、観光事業者支援サポーターのヒアリング等を受け、交付申請書(別記第1号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助金の交付の対象となる経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第5条 会長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、適正と認めた場合は、申請者に

対して交付決定の通知を行うものとする。

- 2 会長は、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。
- 3 会長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下、「補助事業者」という。)が次の各号に掲げる変更を行おうとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(別記第2号様式)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助対象経費を合計した額の増減
- (2) 在宅勤務等支援事業における補助対象経費の内訳の変更

(補助事業の実績報告)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、実績報告書(別記第3号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該書類を審査し、事業の内容が交付決定の内容(但し、第6条に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容)に適合すると認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第9条 前条の通知を受けた業者は、請求書(第4号様式)を会長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) この要領に違反したとき
- 2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。
- 3 会長は、第1項の規定により交付決定を取消し又は変更したときは、

その旨を速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 会長は、前条の規定により取消し又は変更の決定を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を補助事業者へ命じるものとする。

(財産処分の制限)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効果が増加した財産（以下「取得財産」という。）を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供してはならない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施された事業について適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	在宅勤務等支援事業	感染防止支援事業
補助対象事業者	<p>次に掲げる全ての要件を満たす宿泊施設において、旅館業法第3条第1項の規定による許可を得て旅館・ホテル営業を営む者</p> <p>①京都府域に立地していること。</p> <p>②客室数が1つの宿泊施設につき100室未満であること。</p> <p>③国、地方自治体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人が所有又は経営するものではないこと。</p>	<p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 左欄に掲げる①から③までの全ての要件を満たす補助対象事業者</p> <p>2 1,000㎡以上の会議室又は展示場を運営する者であつて、小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)第1条の2第3項に規定する大企業者、国、地方自治体又は地方自治体から選定された指定管理者若しくは受託事業者ではないもの</p>
補助対象経費	<p>ア 在宅勤務の推進、サテライトオフィスの設置、事業者の事業所内の過密の回避その他事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する事業者の取組を支援するために要する経費</p> <p>(例)Wi-Fiセキュリティの強化のための費用、フロント等における感染拡大防止対策に係る費用、当該支援に係る広告宣伝費等</p> <p>イ 在宅勤務の推進等の目的で宿泊施設を利用した者に係る経費（飲食に係る経費を除く。）</p> <p>※1利用者に係る経費の明細を添付。従来の設定価格を減額変更して価格設定した場合には、その差額を当該経費とみなす。</p>	<p>宿泊施設、会議室又は展示場の利用者及び従業員の健康と安全を確保するために必要な機材の購入に要する経費</p> <p>(例)サーモグラフィー、非接触体温計、換気機能を補助する大型送風機等</p>

補助率・補助限度額	補助率：2/3 上限：200 千円 (但し、イについては、1人当たりの上限を2,000円/日とし、アとイを合計した額の上限を200千円とする。)	補助率：2/3 上限：200 千円
-----------	---	-------------------